

媒介等の業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

届出年月日及び届出番号

法人番号

担当部署名

電話番号及び電子メールアドレス

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		





## 1 住所の欄

- ① 法人である場合は登記上の本店所在地を記載し、その他の場合は本人又は代表者の住民票上の住所を記載
- ② ふりがなは必ず記載して下さい。

## 2 氏名の欄

- ① 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
- ② 個人の場合は、氏名を記載して下さい。
- ③ ふりがなは必ず記載して下さい。

## 3 法人番号の欄

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15: 定する法人番号がある場合は、記載して下さい。

## 4 担当部署名の欄

総務省からの問合せ等を受ける担当窓口となる部署がある場合は、名称を記載して下さい。

## 5 電話番号及び電子メールアドレスの欄

連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載して下さい。

なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載して下さい(担当部: 連絡先に頻繁な変更が想定される場合は、代表番号や代表のメールアドレスを記載して下さい。)

## 6 媒介等の業務に係る電気通信役務の欄

届出者が取り扱う(媒介等の業務の対象となる)電気通信役務の種類について、本Excel別シート【参考】「指定告: いて指定する電気通信役務の一覧中のサービス名(例:「FTTHアクセスサービス(足回り回線)」)を用いて下さい。また、複数の種類の電気通信役務を取り扱う場合には、以下の7~10までの項目は、それぞれの役務の単位ごと: 記載して下さい。

アクセスサービス(足回り回線部分)と当該回線により提供されるインターネット接続サービス(ISP部分)が一体と: 供されている場合は、「指定告示において指定する電気通信役務の一覧」中の「複数の電気通信役務が一体提供さ: れるもの」欄に記載した電気通信役務の名称を用いて下さい。

ただし、「複数の電気通信役務が一体提供するもの」に該当するものであっても、それぞれの電気通信役務を提供: 電気通信事業者が異なっていたり、それぞれの電気通信役務の委託元が異なっていたりする場合には、それぞれ: に記載して下さい。

## 7 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称等の欄

届出者が取り扱う(媒介等の業務の対象となる)電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称、住所及び法人: について記載して下さい。

## 8 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称等の欄

届出者に直接媒介等の業務を委託する電気通信事業者又は媒介等業務受託者の名称、住所及び法人番号につ: 記載して下さい。届出者が電気通信事業者から直接委託を受けている場合(いわゆる1次代理店である場合)には: 同じ内容を記載して下さい。

## 9 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別の欄

届出者が委託を受ける媒介等の業務を更に他者に再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「>: 入して下さい。

## 10 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別

媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入して下さい。

この際、同一の役務に対して複数の販売方法がある場合には、複数項目に「○」を、また、「契約の締結の勧誘」と: の申込みの受領」を異なる販売方法で実施している場合には、各項目に「○」を記入して下さい。

各販売方法の別の定義は以下のとおり。

【店舗販売】: 自らの営業所において対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法

【訪問販売等】: 対面により電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、店舗販売: 当しないもの

【電話勧誘販売】: 電話をかけ又は電話をかけさせ、その電話において電気通信役務の提供に関する契約の締結の: を行う販売方法

【通信販売等】: 対面によらず電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法であって、電話勧: 売に該当しないもの

## 11 その他の注意点

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番として下さい。
- ② 提出する届出書はコピーの保管をお願いします。

【指定告示において指定する電気通信役務の一覧】

指定告示の条項		サービス名	解説・備考		
事業法第26条第1項第1号関係	第2項	第1号	MNOの携帯電話端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。	
		第2号	MNOの無線インターネット専用サービス	タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯サービスのアクセスネットワークを利用するもの、モバイルWiMAX及びAXGPが該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。	
		第3号	MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、契約期間の途中で変更・解約し、月額基本料金を超える違約金が生じるものが該当する。自動更新の有無は問わない。また、当初の契約期間の経過後においても違約金なしで解約できるようになるサービスであっても、その当初の期間中に変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じる場合は、該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。	
		第4号	MVNOの携帯電話端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けにMVNOが提供する音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。	
事業法第26条第1項第2号関係	第3項	複数の電気通信役務が一体提供されているもの	第1号	FTTHアクセスサービス(足回り回線)	光ファイバの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス。
			第2号	CATVアクセスサービス(足回り回線)	ケーブルテレビの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス
			第3号	分離型のISPサービス(FTTH及びCATVインターネット向け)	FTTHインターネットサービスやCATVインターネットサービスについて、ISPサービスが足回り回線部分とは別に分離して提供されている場合には、それぞれとして該当する。
			第4号	分離型のISPサービス(DSL向け)	DSLサービス(ADSL等)の足回り回線部分のサービスとは分離して提供されるISPサービスが該当する。より具体的に、足回り部分の契約を解除せずに提供元事業者を変更できるものとして定義している。そうした分離型のISPサービスは号も同様であるが、電話勧誘により利用者のパソコンを遠隔操作することで容易に提供元事業者を変更できることから、とするものである。
			第1号・第3号	FTTHインターネットサービス(足回り回線とISPサービスの一体提供)	
			第1号・第3号・第4項第6号	FTTHインターネットサービス(足回り回線、ISPサービス及びIP電話サービスの一体提供)	
			第2号・第3号	CATVインターネットサービス(足回り回線とISPサービスの一体提供)	
第2号・第3号・第4項第6号	CATVインターネットサービス(足回り回線、ISPサービス及びIP電話サービスの一体提供)				
事業法第26条第1項第2号関係	第4項	複数の電気通信役務が一体提供されているもの	第1号	電話及びISDNサービス	地域、長距離、国際のいずれの区分も含む。
			第2号	DSLアクセスサービス(足回り回線)	DSLサービスのうち、足回り回線部分を単独で提供するものが対象である。足回り回線部分とISP部分を一体として提供するもの(足回り回線部分の契約を維持したままISP部分の提供元事業者を変更することはできないもの)については、「複数の役務が一体提供されているもの」を参照。また、両者が分離されている場合のISP部分については、上の指第3項第4号を参照。
			第3号	PHSサービス	PHS端末向けに提供される音声サービス及びインターネット接続サービスが該当する。MVNOを含む。
			第4号	公衆無線LANサービス(足回り回線)	-
			第5号	FWAアクセスサービス(足回り回線)	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するサービスが該当する。
			第6号	IP電話サービス	050 IP電話及び0AB～J IP電話が該当する。
			第7号	プリペイドサービス	指定告示第2項第1号～第4号のサービスに係るものが該当する。
			第8号	MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解約すると月額料金を超える違約金が生じないサービスが該当する。
			第9号	その他のISPサービス	上に掲げた類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問わず、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ該当する(移動通信であっても対象)。ウェブホスティングサービスなどのケーションレベルのサービスは対象に含まれない。
			第2号・第3項第4号	DSLインターネットサービス(足回り回線とISPサービスの一体提供)	
			第4号・第9号	公衆無線LANサービス(足回り回線とISPサービスの一体提供)	
第5号・第9号	FWAインターネットサービス(足回り回線とISPサービスの一体提供)				